

# 消防法施行令等の一部改正(平成27年4月1日施行)

## 【改正理由】

平成24年5月13日、広島県福山市のホテル火災(死者7名、負傷者3名)、平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(死者5名、負傷者7名)、平成25年10月11日、福岡市の診療所火災(死者10名、負傷者5名)が発生したことにより、消防法施行令の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。

また、福祉サービスの多様化に伴い、現行の消防法施行令(以下「令」という。)別表第1における社会福祉施設等の分類と、その実態とが整合しない状況が発生していることから、防火対象物の用途区分の見直しが図られました。

## 【主な改正事項】

- ① 社会福祉施設等の用途区分の見直し
- ② スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- ③ 自動火災報知設備の設置基準の見直し
- ④ 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し
- ⑤ 消防機関へ通報する火災報知設備等の基準の見直し
- ⑥ 特定小規模施設省令の見直し
- ⑦ 既存の防火対象物における経過措置

### ① 社会福祉施設等の用途区分の見直し(令別表第1)

従前は令別表第1(6)項ハとされていた軽費老人ホームや、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設のうち、避難が困難な要介護者を主として入居または宿泊させる施設は、令別表第1(6)項ロとして区分されることになりました。福祉関係法令に位置づけられないもので、既定の施設に類して、要介護者に入浴、排泄、食事の介護等を行うお泊りデイサービス、複合型サービス事業所等の施設のうち、避難が困難な要介護者の宿泊が常態化している施設は令別表第1(6)項ロとして区分されることになりました。

乳児若しくは幼児等に保育所に類似のサービスを提供する、一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業等の施設は、新たに令別表第1(6)項ハとして消防法上に明確に位置づけられました。

### 「避難が困難な要介護者が主として入居または宿泊する施設、避難が困難な障害者が主として入所する施設」

避難が困難な要介護者を主として入居または宿泊する施設	介護保険法に定める要介護状態区分が3以上の者の割合が定員の半数以上の施設
避難が困難な障害者等を主として入所させる施設	障害者総合支援法に定める障害支援区分が4以上の者の割合が概ね8割を超える施設

### 「令別表第1(6)項ロ及び(6)項ハが利用対象者の種別により(1)から(5)に分類整理されました。」

(6)項ロ 具体的な施設例		(6)項ハ 具体的な施設例		利用対象者
(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(※1) 有料老人ホーム(※1) お泊りデイサービス(※1) 小規模多機能型居宅介護事業所など(※1)	(1)	老人デイサービスセンター(通所施設) 軽費老人ホーム(※3) 老人福祉センター・老人介護支援センター 有料老人ホーム(※3) お泊りデイサービス(※3) 小規模多機能型居宅介護事業所など(※3)	高齢者
(2)	救護施設	(2)	更生施設	生活保護者
(3)	乳児院	(3)	保育所 児童養護施設・幼保連携型認定こども園 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 など	児童
(4)	障害児入所施設	(4)	児童発達支援センター 放課後等デイサービス など	障害児
(5)	障害者支援施設(※2) 短期入所施設(※2) 障害者グループホームなど(※2)	(5)	障害者支援施設(※4) 地域活動支援センター 障害者就労移行支援・継続支援 短期入所施設(※4) 障害者グループホームなど(※4)	障害者

※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。

※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

※3 (6)項ロ(1)に掲げるものを除く。

※4 (6)項ロ(5)に掲げるものを除く。

## ② スプリンクラー設備の設置基準の見直し(消防法施行令第12条第1項関係)

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。)で延べ面積が275㎡未満のものが追加されました。

(1)令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物

(2)令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。)

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する令別表第1(6)項口の社会福祉施設等については、延べ面積275㎡以上でスプリンクラー設備の設置が義務付けられていましたが、改正により、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することが義務付けられました。

### 【対象施設】

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1.老人短期入所施設             | 10.救護施設                                  |
| 2.養護老人ホーム              | 11.乳児院                                   |
| 3.特別養護老人ホーム            | 12.障害児入所施設                               |
| 4.軽費老人ホーム(※1,2)        | 13.障害者支援施設(※3)                           |
| 5.有料老人ホーム(※2)          | 14.短期入所施設(※3)                            |
| 6.介護老人保健施設             | 15.障害者グループホーム(※3)                        |
| 7.老人短期入所事業を行う施設        | 16.その他これらに類する施設(複合型サービス事業所、お泊りデイサービス等※2) |
| 8.小規模多機能型居宅介護事業所(※1,2) |  |
| 9.認知症高齢者グループホーム        |  |

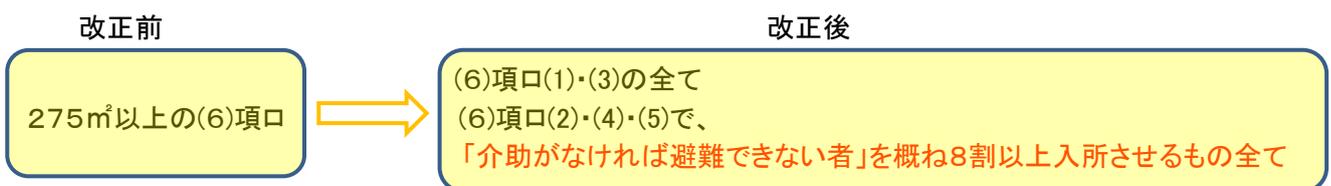
※1 平成27年4月1日から新たに対象となるもの

※2 避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものに限る。

※3 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

改正前 延べ面積275㎡以上で設置

改正後 面積に関わらず全て設置



例外として、障害者施設等において、介助がなければ避難できない者(※1)が利用者の8割を超えない場合には、改正前と同様に、延べ面積が275㎡以上の施設がスプリンクラー設備の設置が必要となります(面積要件の変更はありません)。

また、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造(※2)の施設はスプリンクラー設備の設置が不要となります。

※1 乳幼児または障害者の程度を判定する調査項目において、避難に関する項目で「介助が必要」と判断される者

※2 一定の防火区画や内装制限を有し、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のこと

### 【スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直し】(消防法施行規則第12条の2関係)

新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる延べ面積275㎡未満の令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分について、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造が見直されました。

「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」とは、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のことであり、当該構造を有する施設はスプリンクラー設備の設置を要しないとされています。

今回の改正では、「防火区画」、「内装制限」、「避難容易性」を組み合わせることで、小規模施設の様々な様態に対応できるよう、スプリンクラー設備の設置を要しない構造の要件が定められました。

**「防火区画と内装制限による構造」**(消防法施行規則第12条の2第1項第1号)

新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる延べ面積275㎡未満の令別表第1(6)項口に掲げる社会福祉施設について、第1項第1号の従来の規定が適用できるようになりました。

また、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、第2項第2号の要件を満たすものにあつては、その避難容易性から内装制限を要しないこととされました。

**「小規模施設(100平方メートル未満)における内装制限による構造」**(消防法施行規則第12条の2第2項)

令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物(当該用途以外の用途が存しないものに限る。)のうち、延べ面積が100㎡未満の小規模な施設で入居者等の居室が避難階のみに存するものにあつては、内装制限によりスプリンクラー設備の設置を要しないこととされました。

第1項第1号の規定と同様に、第2項第2号の要件を満たすものにあつては、その避難容易性から内装制限を要しないこととされました。

**「共同住宅の一部を(6)項口の用途に供する場合の構造」**(消防法施行規則第12条の2第3項)

共同住宅の一部の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸の延べ面積が275㎡未満のものうち、第3項第1号から第7号の規定((6)項口の用途に供する住戸の防火区画や当該区画内の内装制限等)に適合するものにはスプリンクラー設備の設置を要しないこととされました。

**「入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件」**(平成26年消防庁告示第4号)

消防法施行規則第12条の2第2項第2号の消防庁長官が定める方法について、入居者等の避難に要する時間の算定方法等が規定されました。

**③ 自動火災報知設備の設置基準の見直し(消防法施行令第21条第1項関係)**

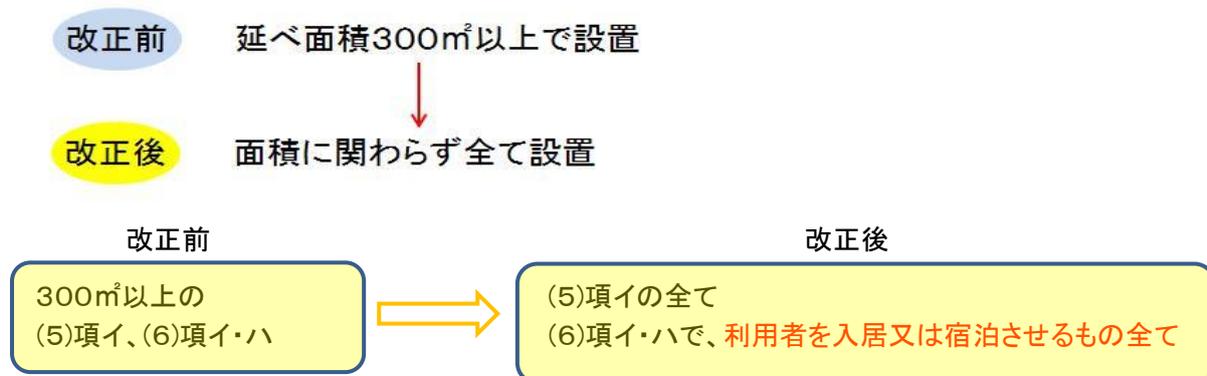
自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加されました。

- (1)令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物
- (2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (3)令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの。

ホテル、旅館等(5)項イ、病院・診療所(6)項イ及び社会福祉施設等(6)項ハで就寝の用に供する居室をもつ施設に対して、延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することが義務付けられました。

**【対象施設】**

- 1 ホテル・旅館等
- 2 病院・診療所(入院施設があるもの)
- 3 社会福祉施設等(就寝施設があるもの)



**「(5)項イ、(6)項イ・ハとは」**

⇒右表を参照してください。  
今回の改正は、宿泊等に伴う火災危険性に着目したものです。

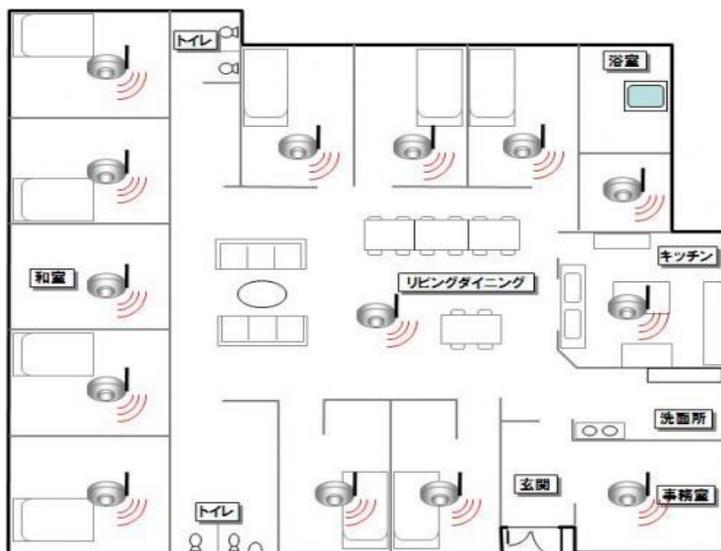
(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
(6)項イ	病院、診療所、助産所
(6)項ハ	老人デイサービスセンター、保育所、通所障害者福祉施設

## 「特定小規模施設用自動火災報知設備の追加」

新たに自動火災報知設備の設置が必要となる施設のうち、延べ面積300㎡未満の施設については、通常の自動火災報知設備に替えて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが出来るようになりました。

通常の自動火災報知設備と比べ、必要構成機器、感知器の設置場所等が緩和されています。

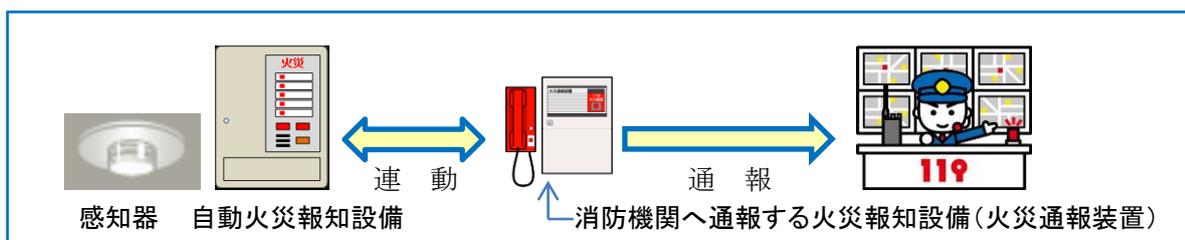
### 【連動型警報機能付感知器設置イメージ図】



## ④ 消防機関へ通報する火災報知設備の連動義務化(消防法施行規則第25条関係)

令別表第1(6)項ロ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとされました。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、連動起動させることを要しないとされました。

(6)項ロに掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動することが義務付けられました。



## ⑤ 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し(消防法施行令第35条関係)

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加しました。

- (1)令別表第1(2)項ニ及び(5)項イに掲げる防火対象物
- (2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (3)令別表第1(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(前(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

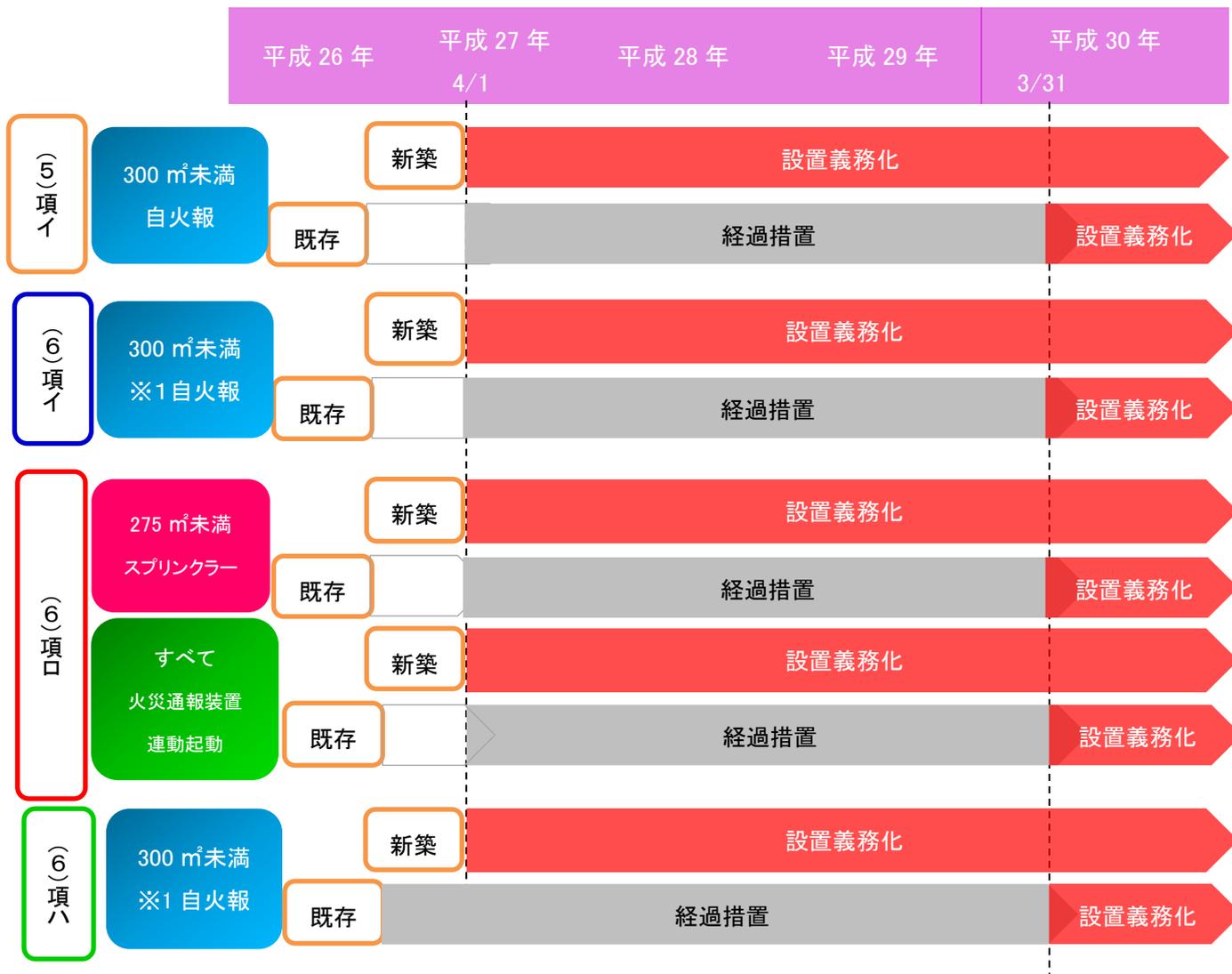
## ⑥ 特定小規模施設省令の見直し

特定小規模施設に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものが追加されました。

- (1)令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物
- (2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (3)令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち前(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

## ⑦ 既存の防火対象物における経過措置

改正法令は平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。既存の施設(新築・改築工事中含む)については、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられています。



※1 就寝を伴うものに限る

### 【リーフレット】

- 1 社会福祉施設の消防用設備等に関する消防法令改正の概要(一般財団法人 日本消防設備安全センター・違反是正支援センター)  
(URL) [http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/fukushi\\_bouka2.pdf](http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/fukushi_bouka2.pdf)
- 2 旅館等に関する消防法令が改正されました。(一般財団法人 日本消防設備安全センター・違反是正支援センター)  
(URL) <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/ryokan.pdf>